

軽減税率の対象と なるもの・ならないもの



令和元年10月1日の消費税率引き上げと同時に、軽減税率制度が始まりました。飲食料品と新聞が対象ですが、その線引きは少し複雑。何が8%となり、何が10%となったのでしょうか。

●どんな飲食料品が8%？

軽減税率8%

- おやつや製菓の材料用の種子
- 食用のもみ
- ミネラルウォーターなどの飲料水
- かき氷用水や飲料に入れる水
- 輸入の飲食料品
- レストランに販売した輸入食材

食用の生きた魚

人が食べる
ためのもの？

標準税率10%

- 果物の苗木や栽培用植物の種子
- 種もみ
- 水道水（ペットボトル等に入れて「食品」として販売する場合を除く）
- ドライアイスや保冷用の氷
- 飼料用として販売した輸入食材
- 家畜の飼料、ペットフード
- 廃棄のため譲渡する賞味期限切れ食品
- 熱帯魚などの観賞用の魚

販売時点で
食べられる？

生きた家畜（牛、豚、鶏など）

●酒類は10% 基準は酒税法規定の酒類かどうか？

軽減税率8%

- みりん風調味料
- 日本酒を製造するための米

酒税法規定の
酒類？

標準税率10%

- みりん

●医薬品・医薬部外品は10%？薬は飲食料品ではありません

軽減税率8%

- 医薬品等に該当しない栄養ドリンク
- 特定保健用食品、栄養機能食品
- 医薬品等に該当しない健康・美容食品

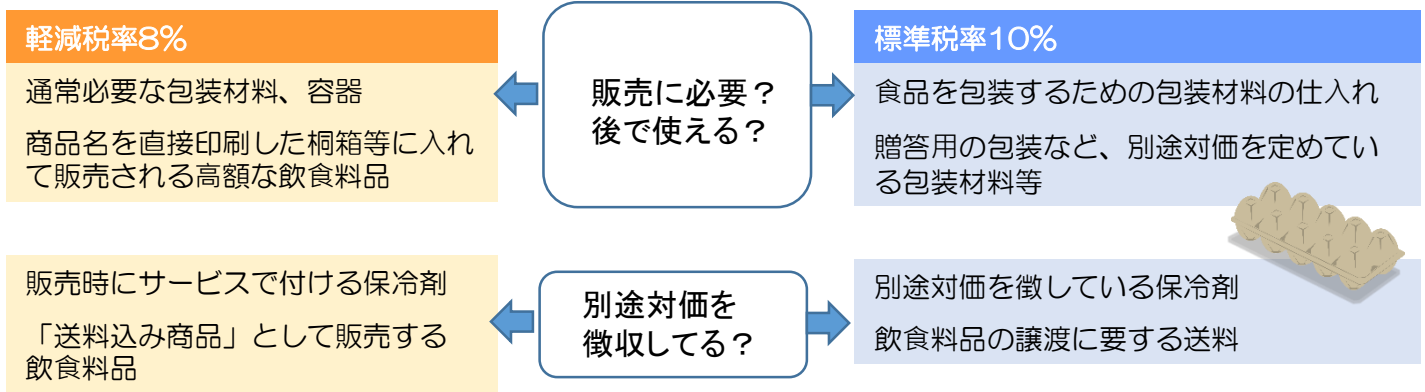
医薬品等に該
当する？

標準税率10%

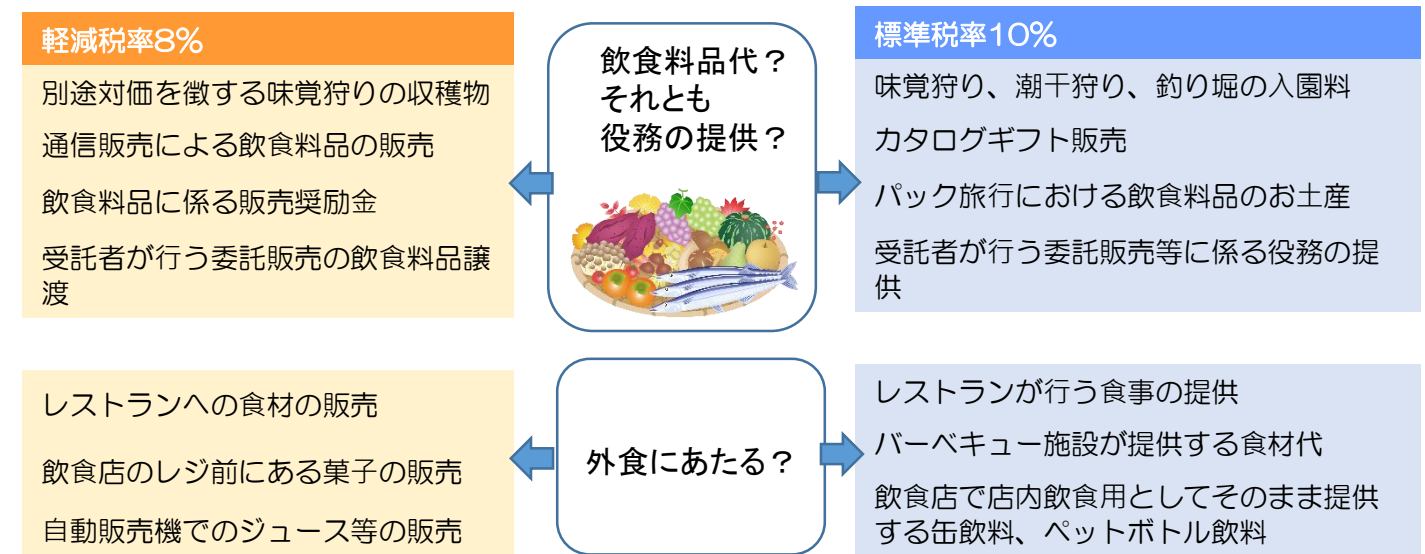
- 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品
- 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」規定のもの



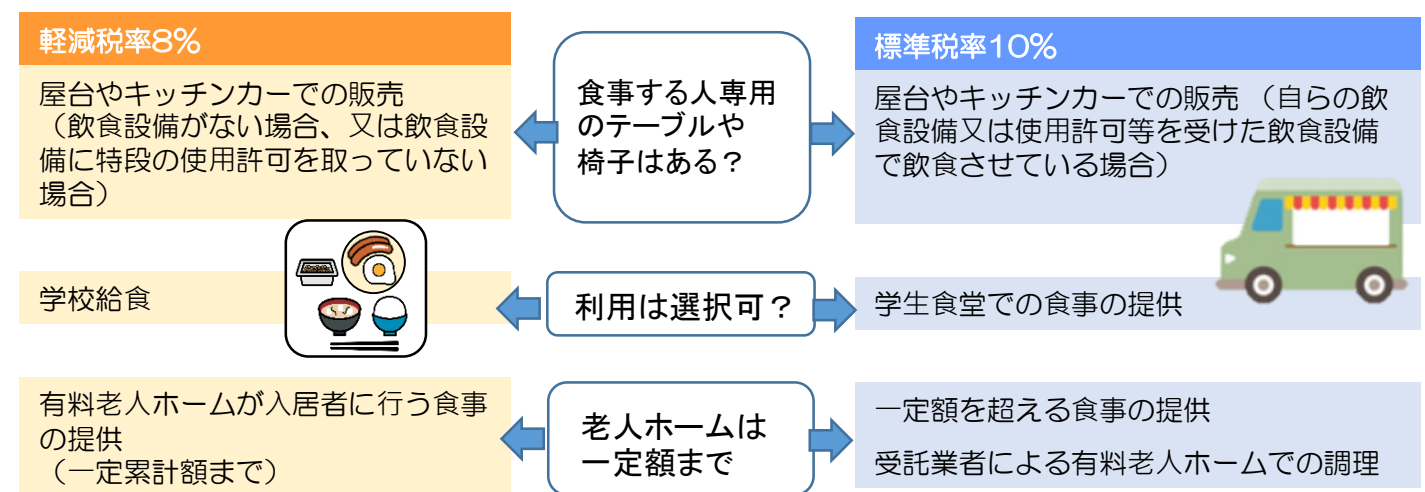
●販売に必要な容器や送料はどうなるの？



●この売り方は 8%？ 10%？ さまざまな販売形態と税率



●外食なら 10%、持ち帰りなら 8% どこで食べるつもりなのかが鍵



●新聞は、定期購読で週 2 回以上の発行なら 8%

